

# 平成26年度佐世保市地域公共交通活性化協議会 議事録

場所：佐世保市役所 5階 庁議室

時間：平成26年8月28日9：50～10：40

(事務局：森)

委員2名がまだお見えになっておりませんが、定刻になりましたので、只今から新協議会として立ち上げ予定であります「(仮称)佐世保市地域公共交通活性化協議会」を開催いたします。私は、企画部地域政策課長の森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。では、はじめに、今回の新協議会の発足の呼びかけをさせていただきました、佐世保市長よりご挨拶を申し上げます。

(朝長佐世保市長)

本日は、大変お忙しい中、急遽、開催の運びとなりました佐世保市の公共交通の新たな協議会にご出席を賜りありがとうございます。また、委員ご就任のお願いの際には、皆様から快諾のお返事を頂きましたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や人口減少の傾向がますます進む中、全国的に公共交通の利用が減少しており、バスや鉄道の減便や路線の廃止等がおこっている現状は皆様もご承知の通りでございます。

しかし、佐世保市の中心市街地を核とした市内の主要な交通網を考えた場合、バスの本数は1日に往復1,000本以上あり、JRや松浦鉄道といった鉄道も運行されています。

また、タクシーの台数も地方都市としては多いほうであると伺っております。全国的にも活気のある中心市街地として認知されている背景には、まちづくりと一体となった公共交通の発達があるのではないかと考えております。

しかし、一方、様々な地域から中心市街地にバス網が集中しているがゆえに、一定の区間は需要に対して供給が過剰であるという現象や、道幅が狭い斜面地の集落地にもバスを運行してほしいとの声も聞こえて参ります。さらに、バス同士や鉄道とバスの競合という問題もございます。

こういった状況がこのまま続いていくと、交通事業者の皆さんの経営はますます厳しいものになり、公共交通が維持できない状況にもなりかねません。自治体の財政も非常に厳しく補助金にも限界がある中、公共交通を守るためには、交通事業者の皆さんの経営努力とともに、佐世保市として公共交通の課題に積極的に取り組み、持続可能な公共交通網の形成を実現していく道筋を立てることが急務であると考えております。

今年の5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正され、自治体が一歩先頭に立って、まちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークづくりを行うため、「地域公共交通網形成計画」の策定、及びその実現に向けた実施計画の策定ができるものとなりました。これらの計画は、交通事業者や利用者、関係行政機関からなる地域の協議会で協議を行い関係者の同意のもと策定する必要がありますが、策定に係る経費については国の補助の拡充もなされているところでございます。

本市としては、そういったことも活用させて頂きながら、この新たな協議会で実のある実現可能な計画を策定したいと考えております。

そのためには、是非、皆様のお力添えが必要となります。また、オブザーバーという立場から九州運輸局からも参加いただいておりますので、様々な視点から、将来的に持続可能な公共交通をめざした計画の策定にご尽力賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

(事務局：森)

それでは、新協議会の委員ご就任をお願いしました委員の方々及びオブザーバーの方々のご紹介に移らせていただきますが、本日、代理でご出席いただいております皆様には、委員ご本人から委任状が提出されておりますことをご報告いたします。

#### ※委員の紹介（省略）

続きまして、今協議会設立趣旨をご説明するとともに、規約等のご審議をお願いしたいと思います。規約のご承認をもちまして、設立趣旨にご賛同いただき、正式な協議会の発足という形をとらせていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

担当からご説明させていただきます。

(事務局：中西)

#### ※規約等について説明（省略）

(事務局：森)

今の説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(質問意見等なし)

それでは、規約についてご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

規約のご承認を頂きましたので、このことをもちまして「佐世保市地域公共交通活性化協議会」を正式に発足させていただきました。皆様どうぞ、よろしくをお願いします。

また、この会議は協議会規約第7条4項に基づき、原則公開とし、議事録についても、企業情報等を含む個人情報等を除いて、基本的には市のホームページ等で公表させていただきますので、ご了承ください。

それでは、協議会規約第5条1項により、佐世保市長が会長並びに会の議長となることから、ここからの議事は会長をお願いしたいと思います。

なお、委員の出席者は委任状を頂いております代理の方も含めて18人となっており、会議の要件であります過半数以上の出席でありますので、改めて会議が成立することをご報告させていただきます。

それでは、会長をお願いします。

(朝長会長)

それでは、佐世保市地域公共交通活性化協議会の会長ということでご指名いただきましたので、会を進行していきたいと思えます。

この取り組みは、佐世保市の持続可能な公共交通ネットワークを形成するうえで、大変重要な位置づけとなります。

委員の皆様及びオブザーバーとしてご参加頂いております九州運輸局の皆様には、協議会への参加について心より感謝申し上げますとともに、公共交通の利便性向上の観点と持続可能にするための効率的な経営の観点という、二つの観点を合わせながら、一緒にご議論させて頂きたいと思えます。どうぞ、よろしくお願ひします。

それでは早速ですが、まずは、協議会規約第5条第2項及び第15条に基づき、皆様の中から、副会長と監査委員を私から指名させて頂き、協議会運営の役割を担って頂きますようお願いしたいと思えます。

副会長には、長崎県立大学の石川教授、監査委員を佐世保市商店街連合会の竹本会長と佐世保市タクシー協会の川添会長にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

(1) 佐世保市公共交通網形成計画についてのうち、①佐世保市公共交通網形成計画に係る調査事項について、事務局から説明をお願いします。

なお、今回各委員におかれましては、はじめての内容でありますので、公共交通網形成計画の概要、位置づけを解り易く説明していただくとともに、審議内容である調査事項の内容についての説明をお願いしたいと思えます。

(事務局：中西)

※ ①佐世保市公共交通網形成計画に係る調査事項について説明(省略)

(朝長会長)

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

(佐世保市交通局：田崎)

只今、協議会が発足し、今後この事業については、17ページにあるように、大まかには、1～6までの調査事業をやるということでお示しがありました。協議会の委員の任期は、2年。

11月から着手しますということですが、年度区切りでいくと半期がすでに済んでございます。

1～6までの全体スキームと申しますか、トータル的な事業期間、この辺りをもう少しお示し頂きたいと思えます。

(事務局：中西)

もう1つの議題のところ、スケジュールの話をするようにしておりましたが、23ページをお開き下さい。

今、交通局長がおっしゃいましたように、なるべく早く事業に着手しないとなかなかあの期間が厳しいということは承知していますが、まずもって、この公共交通活性化再生法の施行がまだ実行されておられません。5月に改正をされまして、そこから6か月以内に施行ということは決まっていますので、11月初旬ぐらいをここでは想定していますが、施行後すぐに契約をするといった流れになっています。

交付決定をいただいて、すぐに契約できる状態にしておくため、この協議会でだいたいの承認を得た後、すぐにでもコンサルの選定作業にとりかかって、契約をするまでに運んでおけば、その期間が効率的にできるのではないかと思います。11月から約5ヶ月間を使って、こういった調査をやって行こうと考えているところでございます。

(佐世保市交通局：田崎)

取り組み方、力の入れ方次第ということになるのだと思いますが、半期で1～6まで仕上げの自信があるのですか。当初の話では、今年度を含めて、3ヶ年事業だとお聞きしたような記憶があるのですが、その辺りどうなんでしょうか。

(事務局：中西)

まず、今年度は、公共交通網形成計画、いわゆる大項目、中項目にあたる計画案を策定しようと考えており、それを策定するための調査ということで位置づけております。来年度は、その青写真に向かって具体的にどうやっていくのかというような実施計画について、新たに計画をしようとしているところでございます。3年目からはその実施に向けて、実際に取り組んでいくというようなところで、3年、それ以降何年かかるかというところはまだはっきりはしていませんが、トータル的には計画だけで2年間かけてということで考えているところでございます。

(佐世保市交通局：田崎)

国の補助金の確保ができていない中で、全体のスケジュールがなかなか公の場に示しづらいと言っているところもあるのだと思いますが、この活性化協議会が目指している、スタートから終着するまでの（終着目標は、書いてはありますが）トータル的なところをもう少し事前にお示しいただければ、流れがわかりやすいのかなと思います。以上です。

(事務局：中島)

ありがとうございました。先ほど、14ページのところで少し話をしておりましたが、少し報告が抜けていたかと思います。いわゆるこの協議会でご審議いただくのは、形成計画と実施計画。これが1つのパッケージになっているかと思っております。

先ほど、中西から、話がありました通り、まずは、法の施行をもって、この形成計画いわゆる構想の概念をまずは決めていきたいと思っております。2年かけて、実在的にどういった実施を

するのかというところも踏まえて、この協議会の皆様には、十分ご審議いただきたいと思っておりますし、その事前の基礎のベースとなる調査を今回やっていく。しかも概念的な構想がまとまれば、今年度中になんとか概念を決めていきたいと思っておりますし、また、その構想そのものにつきまして、議論の熟度というところにつきましては、この協議会の皆様のご意見等拝聴しながら、また、幹事会も設置するというところで、非常にタイトなスケジュールになっていますが、事務方のほうで幹事会の中で十分事前に協議をさせていただきながら、進めさせていただければと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(朝長会長)

他にございませんか。

(九州運輸局：大久保)

オブザーバーの立場でご質問させていただきたいのですが、今回、国の調査事業を活用されまして、27年度中に地域公共交通網形成計画を策定されるということですが、その地域公共交通網形成計画の実施年度といえますか、何年間でその計画を実施される予定でしょうか。2～3年間で終わるのか、それとも5年というようなスパンでされるのか。自治体によっては、短期のスパンでされる所や中長期で10年といったスパンでされる所もありますが、佐世保市さんとしては、どのくらいのスパンを考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局：中西)

具体的にどういったことをするのかといった内容が決まらなると期間の目標値を立てるのが難しいところがありますが、一概的には、3年～5年は、最低でも必要ではないかと考えております。

(九州運輸局：大久保)

何年でしないといけないという決まりはありませんが、本省サイドもやはり地域公共交通網形成計画を作った後で、現状の把握やその後の改善策の検討及び分析を行うということで、その後、PDCAサイクルに則って、事業評価を行う必要が出てきますので、本省サイドとしましては、できれば最低5年程度あればというところがあります。それが、5年ないとだめだということはありませんが、その辺りもある程度、コンサルと皆様方で協議をしながら、考えていただければと思います。

それから、今回、調査事業の申請の事前の確認をいただいておりますし、その後、国土交通省の本省の方でも確認作業を行います。先ほど、中西室長さんもおっしゃいましたが、法の施行日以降でないとコンサルとの契約ができないという決まりごとがあります。しかも、26年度の事業でございますので、来年の3月までには必ず終わる必要があるというところがあります。

法の施行が決まりましたら、契約することができますので、その前にある程度、コンサルをコンペ等で決めるのか、そういったところは、今からでも始めていただいていると思います。

確かに半年ないくらいの期間で、26年度は、九州内だけでも11自治体が地域公共交通網形

成計画を作られる予定がございますので、その辺りは、早め早めにしていただきたいと思います。  
我々も情報が入り次第すぐにでもお示ししたいと思っております。

(朝長会長)

ありがとうございました。他にございませんか。

(西肥自動車(株):川口)

民間の事業者の立場から言わせていただきますが、今度の地域公共交通網形成計画には非常に期待しているところがございます。今後の佐世保市内の公共交通機関の在り方について、いろいろ模索していくということで非常に期待していますが、先ほど、運輸局さんから5年といった話も出ましたが、厳しい経営環境にありますので、やはり、何とかこの協議会で、3年で実行まで移していただければという思いがあります。われわれ民間事業者一体となってやっていくつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

(事務局:中島)

心強いお言葉ありがとうございました。我々もできる限り、早く実施に移せるように計画を早期に策定いたしまして、そういったところを踏まえながら進めさせていただければと思います。  
ありがとうございました。

(朝長会長)

ありがとうございました。他にございませんか。

(県北振興局:辻本)

道路管理者という立場でございますが、1点わからないところがあるので、教えていただきたいのですが、調査1に都市マスタープランと現状の公共交通網の整合性について整理を行うということで、私の理解不足かもしれませんが、都市マスタープランというのは、既に佐世保市さんのほうにそういった構想があるのかどうかを教えていただきたいと思います。

(都市整備部長:田中)

既に本市のほうでは、策定をいたしております。

佐世保市の将来構想図を作っていますが、大枠としては、機能連携・調和型という、いわゆる街中、そして相浦、早岐、大野といった地域核、各支所管内の生活核ということ、こういったまちづくり一体となって、当然、移動手段として、公共交通が入ってまいります、そういったところのビジョンは、マスタープランの中で描いている状況でございます。

(朝長会長)

他にございませんか。

ないようでしたら、地域公共交通活性化協議会で策定する佐世保市公共交通網形成計

画の調査事項は、事務局提案のとおり進めてよいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、この内容で進めさせていただきます。  
この次の②補助申請書（案）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局：中西）

※ ②補助申請書（案）について説明（省略）

（朝長会長）

只今、事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。  
ないようでしたら、コンサルタント事業者の選定及び金額の記入については、事務局に一任することとし、この申請書の内容で形成計画に係る調査事業の補助金の交付申請を行ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。本日の議題につきまして、決定させていただきます。  
それでは、法の施行後になると思いますが、事務局は、九州運輸局に相談しながら、今後の手続きをよろしく願いいたします。

（事務局：森）

これをもちまして、第1回佐世保市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（終 了）